

令和 6 年度  
入札制度・工事の提出書類等に関する注意点について

令和 6 年 4 月

丹 波 篠 山 市

行政経営部 管財契約課

## 目次

### 工事の入札制度

1	入札の執行等について	1
1	制限付一般競争入札について	
2	指名競争入札について	
3	入札日について	
4	電子入札について	
5	直接入札について	
6	見積期間中の質問について	
7	丹波篠山市の入札で導入する制度等について	
8	予定価格の事前公表について	
9	不落随意契約について	
10	前金払について	
2	最低制限価格等及び算定式の公表について	3
1	算定式の公表	
2	最低制限価格等の公表	
3	格付けと指名について	4
1	指名業者数について	
2	格付けと金額に応ずる等級区分及び格付け基準日について	
3	一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請の必要書類について	
4	入札参加に係る現場代理人、主任（監理）技術者の配置要件について	
5	令和6年度経常建設共同企業体の受付について	

### 工事の提出書類等に関する注意点

1	提出書類について	9
1	建設工事請負契約締結時の添付書類	
2	施工中の提出書類等	
2	工事の施工等について	10
1	一括下請負の禁止	
2	配置予定技術者の変更について	
3	事務所内への立ち入り	
4	工事現場の管理	
5	工事完成検査についての注意点	

令和6年度の工事案件における入札制度は以下のとおりです。令和6年4月1日～令和7年3月31日の入札公告又は入札通知若しくは見積通知を実施する入札に適用します。

## 1 入札の執行等について

### 1 制限付一般競争入札について

原則予定価格(税込)が250万円以上の工事は、制限付一般競争入札により執行します。ただし、丹波篠山市制限付一般競争入札実施要領第3条但し書きによる場合は、この限りではありません。

公告日は、毎月1日及び15日とし、その日が祝休日(閉庁日)の場合は、翌開庁日とします。

公告の詳細内容については、ホームページ等に掲載します。「入札公告」・「申請書関係様式」・「設計図書」等)

### 2 指名競争入札について

原則予定価格(税込)が130万円を超え、250万円未満の工事は、指名競争入札により執行します。

### 3 入札の執行日について

原則として工事の入札日は木曜日とし、木曜日が休日の場合は翌日(金曜日)とします。木曜日、金曜日ともに休日のときはその週は入札を行いません。

### 4 電子入札について

兵庫県電子入札共同運営システムによる電子入札を導入しています。入札公告等は市のホームページ及び同システムポータルサイト上で行います。

<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/www/sasayama/index.html>

工事(公営企業(水道事業)発注案件含む)、コンサル業務、市外業者のみ対象の物品については、原則として電子入札による執行とします。電子入札への登録がまだの場合は登録いただきますようお願いします。

- ・質問については、質問期間内に文書にて送付してください。兵庫県電子入札共同運営システムポータルサイト上で回答書を掲載します。
- ・工事費内訳書には、工事名、業者名、工事価格(税抜)および請負代金を記載してください。入札執行にあたって工事費内訳書に「記載誤り」・「内訳書の未提出」等があった場合は、入札執行官の判断に基づき無効とします。ただし、入札書提出締切日時(入札日前日の15時)までに連絡があった場合、工事費内訳書の差し替えができるものとします。その際、入札日の前日17時15分までに工事費内訳書を直接管財契約課まで持参してください。
- ・辞退については、入札書提出期間内に兵庫県電子入札共同運営システム上で行ってください。また、電子入札執行時でその工事業種に登録しているすべての業者を指名している場合において、入札参加者が1人となったときも入札執行します。
- ・電子入札執行時において、電子による入札書でのみ参加できます。原則として直接入札(紙による入札書)では参加できません。
- ・そのほか、丹波篠山市が実施する電子入札の参加にあたっては、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」、及び「丹波篠山市電子入札運用基準」を熟読のうえで参加をお願いします。

いたします。

## 5 直接入札について

- ・質問については、質問期間内に文書で送付してください。辞退表明のない参加者にFAXにて回答します。受取確認をお願いします。
- ・入札執行にあたっては、誓約書、入札書等の提出書類に「記載漏れ」・「未押印」等があった場合は、入札執行官の判断に基づき無効とします。
- ・辞退を表明する場合は、入札日前日までに辞退届原本を提出してください。入札時刻になっても入札参加者が2人以上とならない場合は入札を取止めます。

## 6 見積期間中の質問

競争入札及び少額随意契約における見積期間中の質問については、原則として質問期間内の文書による質問のみ受け付けます。

質問の内容は、設計内容、積算内容、仕様書や図面に関すること及び施工方法等とし、予定価格及び指名業者(参加申込業者)に関することの質問は一切受け付けません。この場合、見積を行った積算金額について、予定価格の範囲内かどうか、または低入札価格及び最低制限価格に達していないかどうかとの質問も受け付けません。

また、予定価格及び指名業者等についての悪質な問い合わせがあった場合は、指名を取り消し、入札の中止及びその他の処分を検討するものとします。

## 7 その他丹波篠山市の入札で導入する制度等

### ➤ 変動型最低制限価格制度

競争入札の公平性、透明性、競争性の確保を目的として、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、実勢価格を反映させた競争入札を行うために導入します。

導入する場合は「制限付一般競争入札」入札公告または「指名競争入札」入札通知書に変動型最低制限価格を設けていることを明示します。

算定方法等詳細については、「変動型最低制限価格制度について」参照

### ➤ 丹波篠山市建設工事総合評価落札方式(特別簡易型) 試行

品質の確保を目的として、入札価格及び仕様、性能その他の条件評価によって競争入札を行うために導入します。

試行を行う場合には「制限付一般競争入札」入札公告に「試行要領」「落札者決定基準」を明示します。

### ➤ 低入札価格調査制度

品質の確保を目的として、一定基準よりも安価な入札価格が、発注内容に適合しているかどうか調査を行います。詳細は「丹波篠山市低入札価格調査制度取扱要領」に掲載しています。

対象案件は、原則として予定価格1億円以上の工事です。

### ➤ 労働関係法令遵守状況の報告(丹波篠山市公契約条例対象)

品質の確保および労働者の適切な労働環境の確保を目的として、落札者(および下請業者)に対し労働関係法令遵守状況報告書の作成、提出を求めています。

対象案件は予定価格5千万円以上の工事です。

また、対象となる場合には「制限付一般競争入札」入札公告または「指名競争入札」入札通知書に明示します。

## 8 予定価格の事前公表について

事前公表を行う場合には、「制限付一般競争入札」入札公告に明示します。

## 9 不落随意契約について

競争入札において2回目の入札を終えた結果、すべての入札額が予定価格(税抜)に達しなかったために落札者又は落札候補者を決定できなかった場合、不落随意契約に移行することがあります。不落随意契約の対象者は2回目の入札で有効な入札をした業者とします。

なお、電子入札で執行した案件については、電子入札システム上で不落随意契約に移行します。

## 10 前金払制度の拡充

前金払の対象となる工事の対象を拡充します。

(1) 対象工事 当初契約金額100万円を超える工事

(2) 前金払の金額 当初契約金額の40%以内

前金払の支払い限度額 無

(3) 一般管理費等率の算定における前払金支出割合区分による補正

① 前払金の保証がある工事において、国土交通省が定める公共工事共通費積算基準により、下表のとおり運用します。

前払金支出 割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

② 前払金の保証がない工事(契約金額100万円以下)は、上記①の一般管理費等率の補正の対象外とします。

詳細は「前金払・中間前金払の取扱いについて」参照

## 2 最低制限価格等及び算定式の公表について

### 1 算定式の公表

最低制限価格等(税抜)は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの係数(令和4年3月改正)を採用し、下記のとおり運用します。ただし、千円未満は切り捨てます。なお、下記算定式に当てはまらない工事業種については、これまでと同じく独自算定式とします。

- 最低制限価格の算定式 (予定価格1億円未満の工事に適用)  
直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68
- 低入札価格調査基準価格の算定式 (予定価格1億円以上の工事に適用)  
直接工事費×0.97 + 共通仮設費×0.9 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68
- 失格基準価格の算定式 (予定価格1億円以上の工事に適用)  
直接工事費×0.9 + 共通仮設費×0.7 + 現場管理費×0.9 + 一般管理費×0.68
- 最低制限価格等(最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格)の設定範囲  
◎設定範囲  $\left[ \begin{array}{l} \text{上限額：予定価格(税抜)} \times 10 \text{ 分の } 9.2 \text{ (千円未満は切り捨て)} \\ \text{下限額：予定価格(税抜)} \times 10 \text{ 分の } 7.5 \text{ (千円未満は切り上げ)} \end{array} \right]$   
最低制限価格等はこの上限額と下限額の間で設定します。

### 2 最低制限価格等の公表

最低制限価格等は、開札結果の公表項目に追記し、契約後公表を行います。

## 3 格付けと指名について

「公共事業入札指名規定」「丹波篠山市競争入札参加者資格審査基準」「丹波篠山市指名競争入札の業者選定基準」により格付けと指名を行います。

### 1 指名業者数について

入札の種別	設計金額	指名業者数
土木及び建築工事の入札	500万円未満	3業者以上
	500万円以上3,000万円未満	5業者以上
	3,000万円以上1億円未満	8業者以上
	1億円以上	10業者以上
その他の入札	金額に関係なく	3業者以上

丹波篠山市指名競争入札の業者選定基準第5条の但し書きにより、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

### 2 格付けと金額に応ずる等級区分及び格付け基準日について

土木、建築、舗装の建設工事において次による資格要件を定めます。なお、丹波篠山市指名競争入札の業者選定基準第4条第1項による特別な事情がある場合は、この限りではありません。

## 2.1 土木工事

格付け	経審総合評定値＋主観点	設計金額
A	750 点以上	1,500 万円以上
B	620 点以上、750 点未満	500 万円以上、3,000 万円未満
C	620 点未満	1,000 万円未満

## 2.2 建築工事

格付け	経審総合評定値＋主観点	設計金額
A	700 点以上	1,000 万円以上
B	700 点未満	2,500 万円未満

## 2.3 舗装工事

舗装工事に用機械の所有状況（自己所有又は長期リース等）※を考慮した発注を行います。

格付け	経審総合評定値＋主観点	設計金額
A	620 点以上	250 万円以上
B	620 点未満	1,000 万円未満

※毎年 4 月及び 10 月に受付を行いますので、「舗装工事関係職員及び所有機械届出書」により状況を届け出てください。届出書は当年度のみ有効です。提出をされなかった場合は、舗装工事の指名競争および制限付一般競争入札に参加できません。

## 2.4 格付け基準日

指名競争入札においては、毎年 4 月 1 日及び 10 月 1 日を基準日とした最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書（以下「経審」という。）の総合評定値（P 点）により格付けを行い、その翌月 1 日の入札通知から適用します。

なお、「制限付一般競争入札」においては、基準日に関わらず資格審査書類に添付された最新の経審総合評定値（P 点）及び格付け基準日現在の主観点の加算により審査します。

## 2.5 主観点について

前述までの格付けには、次のとおり主観点を加算するものとします。

- ・ ISO（9000 及び 14000 シリーズ）取得による主観点

ISO（9000 及び 14000 シリーズ）の両方もしくはどちらかを取得している事務所については、主観点 8 点を総合評点に加算するものとします。

制限付一般競争入札で ISO 取得における加算点が必要な場合は、格付け基準日以降に有効な ISO どちらかの証明書の写しを提出してください。

- ・ 障がい者雇用による主観点

障害者雇用義務達成事務所及び障害者雇用義務がない事務所で、障がい者を雇用している事務所については、主観点 8 点を総合評点に加算するものとします。

制限付一般競争入札で障がい者雇用における加算点が必要な場合は、受注者と直接的かつ恒常的（格付け基準日前の 3 箇月以上）な雇用を証明する書類の写しを提出してください。

### 3 一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請の必要書類について

#### 3.1 経審・建設業許可の更新について

経審の有効期間は、審査基準日から1年7か月間、建設業許可の有効期間は、許可取得から5年間（許可取得日から5年後の許可取得日と同じ日付の前日まで）です。そのため有効期間が過ぎる前に、更新の手続きを行ってください。新しい経審や建設業許可証が届きましたら、速やかに提出してください。

#### 3.2 主任（監理）技術者の変更登録申請について

入札参加資格審査申請時の主任・監理技術職員名簿（様式K-5）は丹波篠山市内の公共工事に従事することが可能な技術者の一覧ですので、変更があった場合は必ず最新の名簿を提出してください。

#### 3.3 社会保険等の加入について

建設業界の人材確保及び公平で健全な競争環境を構築する観点から、丹波篠山市において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入促進を図るため、建設工事に係る入札参加資格審査申請において、社会保険等に加入していることを受付の要件としました。

経審「その他の審査項目」内社会保険等の加入が「無」である場合、入札参加資格が無効となりますので、ご注意ください。

### 4 入札参加に係る現場代理人、主任（監理）技術者の配置要件について

#### 4.1 配置予定技術者の要件

一の工事には、建設業法第26条の規定による現場代理人および主任（監理）技術者で、次の要件に当てはまる者を適正に配置してください。

このときの「工事」とは、丹波篠山市（公営企業（水道事業）を含む）が発注を行う予定価格が130万円を超える建設工事（入札および不落随意契約による）とします。

- (1) 受注者と直接的かつ恒常的（入札参加申込期限日以前に3箇月以上）雇用関係を有する者であること
- (2) 配置予定の現場代理人が、原則として工事現場に常駐できる者であること  
例外として兼務できる要件は次のいずれかに該当する場合で、工事（市が完成届を受理した工事は除く）は3件を上限とします。なお、兼務しようとする場合は、「配置予定現場代理人の資格及び工事経験調書」を工事担当課に提出し、承諾を得ること。
  - ① 兼務しようとする工事が、すべて丹波篠山市が発注した工事であり、それぞれの当初請負契約額が、500万円未満であること
  - ② 兼務しようとする2つ以上の工事が、密接に関連し、または一体性が認められる場合で、それぞれの請負契約額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること
  - ③ 兼務しようとする工事が、契約締結後、現場施工を行っていない期間である場合で、それぞれの請負契約額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること
- (3) 配置予定の主任（監理）技術者が、一の工事に専任できる者であること  
ただし、監理技術者を配置しなければならないときに専任の監理技術者補佐を配置する場合はこの限りではなく、2件を上限として兼任を認めます。（建設業法第26条第3項）
- (4) 「制限付一般競争入札」における事後審査時に申告した者であること  
事後審査時の「配置予定技術者の資格及び工事経験調書」に記載した3名以内の技術者から選定し配置してください。
- (5) 契約日以降の配置予定技術者の変更は、「制限付一般競争入札」に限らず、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて認めません。



#### 4.2 災害復旧工事に係る主任技術者・現場代理人の配置要件緩和

災害復旧工事施工に係る主任技術者・現場代理人の配置要件緩和を継続し、兼務できる工事の請負契約額4,000万円を上限とします。

### 5 令和6年度経常建設共同企業体の受付について

本年度の発注見込みについて大規模工事等もなく、参加のできる設定ができないため受付は行いません。

工事の提出書類等に関する注意点

## 1 提出書類について

### 1 建設工事請負契約締結時の添付書類

落札者は、契約書の押印記名と同じくして、下記書類を提出してください。

#### 1.1 「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」

契約書の押印記名時に自社施工または一部下請施工のいずれかについて、この様式により発注者に報告してください。

#### 1.2 「現場代理人、主任技術者届」

#### 1.3 「主任（監理）技術者経歴書」

#### 1.4 主任（監理）技術者、現場代理人の「資格証明書」および「雇用関係を確認するための書類」

「制限付一般競争入札」事後審査において申告済みの場合は不要としますが、事後審査時と契約時で資格証明書に変更があった場合は、改めて提出が必要です。

雇用関係を確認するための書類とは、以下のうちいずれかとします。

- ・健康保険被保険者証
- ・住民税特別徴収税額の通知書
- ・監理技術者証
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

その他、「建設工事の契約において雇用関係を確認するための書類について」参照

#### 1.5 「誓約書」

丹波篠山市暴力団排除条例による。落札者及び下請契約金額が 130 万円を超える場合について必要です。

#### 1.6 契約保証

落札者は、原則として契約日までに契約保証金、またはこれに代わる有価証券、履行保証保険証券の契約書等を提出してください。（丹波篠山市財務規則第 92 条）

## 2 施工中の提出書類等

### 2.1 施工計画書

#### (1) 建退共証紙の購入及び配布

元請、下請を問わず適切な配布を行い、報告書を提出してください。（様式自由）

建退共以外の退職金制度を導入している場合は、元請業者、下請負人ごとに建退共証紙の購入を辞退する旨の書類を提出してください。

#### (2) 施工体制台帳および施工体系図

法令により義務付けられている工事については、施工体制台帳および施工体系図を発注者に提出し、現場には掲示を行います。また、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」による下請負業者の報告との整合がとれるように確認してください。

#### (3) 下請負人の届出

・下請契約が決定した場合は、必ず「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」を提出し、施工体制台帳、施工体系図、下請金額の確認が出来る契約書および注文書の写しを提出してください。工期中に下請負人等を変更するときも同様です。

・落札業者からの同一入札参加者に対して当該入札に係る業務を委託する等の行為は、避けてください。

・すべての契約について、受注者等は、下請等契約を市内事業者との間で締結するように努めてください。（丹波篠山市公契約条例第 8 条）

#### (4) 施工体制台帳および施工体系図

法令により義務付けられている工事については、施工体制台帳および施工体系図を発注者に提出し、現場には掲示を行います。また、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」による下請負業者の報告との整合がとれるように確認してください。

#### (5) 打ち合わせ簿、工事日報

打ち合わせ簿や工事日報等は必ず作成し、提出してください。（様式自由）

指示のあった事項について、具体的な対処方法などを明記してください。

#### (6) 安全活動

工事期間中に、店社パトロール、KY 活動、新規入場者教育、使用機械・車両点検等を実施した場合、その取組状況が分かる資料を監督職員へ提示してください。

#### (7) 関係法規手続きに係る書類

建設リサイクル法や特定建設作業実施届及び道路使用届等、関係法規に関する手続きを行ってください。掲示が必要な場合は、掲示を行ってください。

建設業法、兵庫県県土整備部監修「土木請負工事必携」、関連基準、仕様書、法令等を参照し施工等を行ってください。

### 2.2 労働関係法令遵守状況報告書

予定価格 5 千万円以上の工事について、受注者及びすべての下請負者は、労働関係法令遵守状況報告書を作成し、受注者は市へ下請業者は受注者への提出が必要です。

（丹波篠山市公契約条例第 10 条、丹波篠山市公契約条例施行規則第 3 条第 1 項第 1 号）

### 2.3 工事カルテ（コリンズ）登録

受注時または変更時において工事請負代金額（単価契約の場合は単価金額に予定数量を乗じた契約総額）500 万円以上の全ての工事について、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとします。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としません。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示してください。

## 2 工事の施工等について

### 1 一括下請負の禁止

工事の一括下請負（丸投げ）とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。（建設業法第 22 条）一括下請負は、下請工事の注文者だけでなく、下請負人も監督処分（営業停止）の対象になります。

- ・現場代理人や監理技術者等を専任させていても、1 社の下請業者に全ての工事を施工させないでください。
- ・工事区間の輪切りによる下請を行わないでください。
- ・建築の場合は、建物ごとの下請を行わないでください。

## 2 配置予定技術者の変更

当初契約時に決定した主任（監理）技術者及び現場代理人の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて認めません。

## 3 事務所内への立ち入り

設計、積算及び入札関係の事務を行っている部署への事務所内への立ち入りは原則として禁止とします。

ただし、カウンターでの打ち合わせが難しい場合は、別室・協議机・ロビー等にて行うこととし、担当者席等での協議・打ち合わせ等を行わないこととします。

## 4 工事現場の管理

### 4.1 現場パトロール

抜き打ちにより現場パトロールを行い、現場代理人及び各技術者の配置及び専任状況、施工状況、安全管理の状況及び下請業者の監理状況等の確認を行うこととします。

なお、悪質及び粗雑な状況が発覚した場合は改善を命ずることとしますが、その後においても改善されない場合は、何らかの処分を検討するものとします。

### 4.2 社員教育の設定

近年の社会情勢による公共事業減少に伴い、公共事業に対する市民の関心も高く、工事現場における安全・環境問題等が注目をされており、社員教育等更なる充実を図っていただくことにより、工事の品質確保にも反映されることとなるため、最低月1回以上の社員教育を設定してください。

### 4.3 レディーミクストコンクリート工場の選定

継続して○適マーク取得工場からの購入を原則として義務付けることとします。

## 5 工事完成検査についての注意点

工事完成検査を円滑に実施できるよう、次の点に注意の上、検査の立ち会い等の準備をお願いします。

- ・検査の立ち会いは、主任（監理）技術者及び現場代理人（または請負者）となっています。
- ・検査において説明を行うのは、主任（監理）技術者の役目であり、「**実質的な関与**」を十分行ったかどうかを確認する場でもあります。
- ・基本的には、主任（監理）技術者が一人で全て説明できることが必要です。（下請の主任技術者の立ち会い、説明は不要です。）